（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十八条　施行日からエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の五第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十年四月一日（第二号及び第三号に掲げるものにあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日）	平成三十年四月一日
一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七条第三項ただし書に規定する特定事業者又は同法第十八条第二項（同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者（同項の規定が行う同条第一項に規定する特定連鎖化事業者（以下この号において「特定連鎖化事業者」という。）を含む。）をいう。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「加盟	